

## たつの警察署からのお願い!!

児童虐待の早期発見にご協力を・地域で子供を守りましょう

「児童虐待の防止等に関する法律」により、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した人は、速やかにこども家庭センター（児童相談）などに通告しなければなりません。

### 児童虐待かなと思ったら・・・

- 地域で・・・
  - ・ 虐待行為そのものを目撃した。
  - ・ たたく音や叫び声を聞いた。
- 児童の様子・・・
  - ・ 不自然な傷が多い。
  - ・ 不自然な時間にはいかいしている。
  - ・ 衣服や身体が非常に汚れている。
  - ・ いつもおなかをすかせている。
- 親の様子・・・
  - ・ 児童が、けがをしたり病気になっても、医者に診せようとしなない。
  - ・ 乳幼児を置いたまま、度々外出している。



など、虐待されていると思われる児童を発見したときは、こども家庭センター（児童相談所）又は各市町の福祉事務所にお知らせください（通告）。

「虐待かもしれない」と思ったら迷わず通報してください。  
匿名でも大丈夫です!

児童相談所全国共通ダイヤル **1 8 9 番** (いち はやく)

緊急通報ダイヤル **1 1 0 番**

たつの警察署 **0791 (63) 0110**